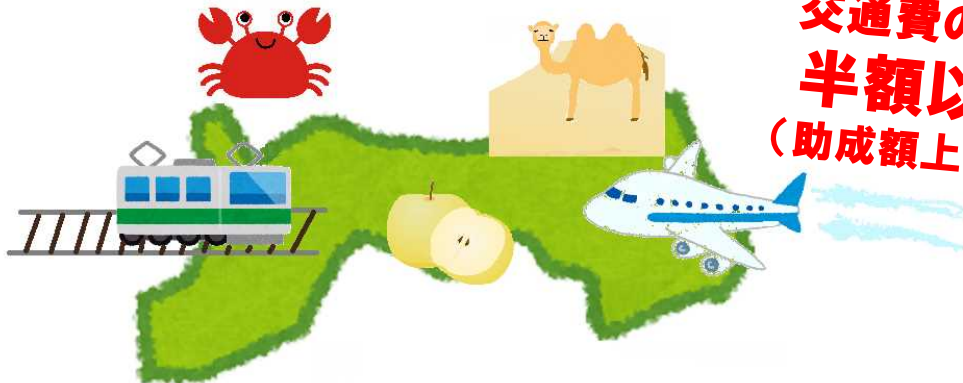


CMX-IIの研修等で鳥取に行きたいけれど負担が大きい・・・ そんな時は

# 求職者向け 交通費助成制度

をご活用ください！！

交通費の  
半額以上を助成！！  
(助成額上限4万円まで)



鳥取県戦略産業雇用創造プロジェクト（以下「CMX-II」）では人材確保のため、県内在住者の方のみならず、県外在住の求職者の皆様を対象として研修等の事業を実施しています。しかしながら、遠方から来ていただくためには高額な交通費がネックとなります。そこで、少しでも気軽に鳥取県に来ていただけるように、交通費助成制度を創設しました。ぜひご活用ください！

## 【助成対象となる交通費】

県外（一部地域を除く）に在住する求職者の方が、CMX-IIが求職者の方向けに鳥取県内で実施する研修、イベント及びその説明会等に参加いただく際に発生した交通費（宿泊費除く）が対象です。

※ 詳細については次ページをご覧ください

## <申込手順>

※様式第1号及び様式第3号は

[こちら](#)からダウンロードできます。



## 研修等への出席を決めたら・・・

0  
ステップ

**(チラシを読んでも手続きがわからない、という方は)まずは御相談ください**

電話：0857-24-0705 E-mail：tottori-cmx2@pref.tottori.jp  
CMX-II 担当：事務局員 東口



1  
ステップ

**「事前連絡に必要な事項」(様式第1号)を提出してください**

交通費助成実施要領で定める「交通費助成を受けるにあたり協議会事務局への事前連絡に必要な事項」(様式第1号)を提出してください。事務局で内容を確認の上、申込者様にご連絡いたします。

## 研修等へ出席！！ ※助成を受けるには8割以上の出席が必要です

研修等に出席いただくために発生した交通費について、その領収書の写し、航空機利用の場合は使用済み搭乗券など、支払いを行った、使用したことがわかる書類を忘れずに保管してください。



2  
ステップ

**「交付申請書兼口座振込依頼書」を提出してください**

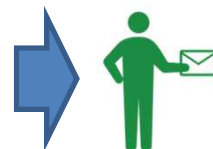
交通費助成実施要領で定める「求職者向け人材育成メニューにおける交通費助成交付申請書兼口座振込依頼書」(様式第3号)を、以下①～③に掲げる書類とあわせて提出してください。

- ①今お住まいの住所がわかる書類(免許書の写し、公共料金の支払い書類の写し、賃貸契約書等)
- ②鳥取県技術人材バンク又はとっとり仕事・定住人材バンクに登録していることがわかる書類
- ③対象交通費の領収書の写し又は支払ったことが確認できる書類(航空機利用の場合は使用済み搭乗券)

3  
ステップ

**「交付額確定」の通知をお受け取りください**

助成金額、振込時期等を示した書類をお送りします。



助成金  
Get!!

【お問い合わせ先】事務局 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部雇用人材局労働政策課内 CMX-II 担当：事務局員 東口

電話：0857-24-0705 ファクシミリ：0857-24-0706 E-mail：tottori-cmx2@pref.tottori.jp

# ～ 助成対象要件、助成金額等の詳細～

## ① 助成対象者

CMX-IIの研修等（イベント、説明会を含む）に参加を予定している方のうち日本国内に在住している方。

ただし以下に掲げる地域に居住する方を除きます。

<助成対象外地域>

- 鳥取県
- 鳥根県の一部地域（出雲市、雲南市、松江市、安来市、奥出雲町）
- 兵庫県の一部地域（朝来市、豊岡市、養父市、香美町、新温泉町）



## ② 助成対象交通費（以下の条件をすべて満たす交通費が対象です）

- ・申請者の方が在住する住所地と研修等の開催地間の移動経費であること

※宿泊費は対象外です

（合理的な移動と認められる経費のみが対象で、寄り道した場合は道中の移動全体が対象外経費になります。経路が複雑になる場合など不安な点がありましたら、事前にお問い合わせください。）

- ・実際に支払われた交通費であること
- ・鉄道、バス、航空機の交通費であること
- （ツアー商品等で、宿泊がセットになっている場合は、セット料金から8千円/泊を除きます。また、グリーン車、ビジネスクラスなどの利用による追加料金（特急券、指定席を除く）も対象外です。）
- ・研修（開始日）の前日、当日、研修（最終日）の翌日の交通費であること



- ・鳥取県、県内市町村、（公財）ふるさと鳥取県定住機構等、当協議会以外の団体の助成を受けた（受ける予定を含む）交通費ではないこと

## ③ 助成金額等

助成対象交通費の金額に基づき、以下の2パターンに区分して計算します。

A. 助成対象経費が2万円以下の場合：**対象交通費の1/2**

B. 助成対象経費が2万円を超える場合：**(対象交通費 - 2万円) × 2/3 + 1万円**

○Aパターン例) 神戸の自宅と鳥取市の研修会場間の交通費 往復12,940円（鉄道利用）  
 12,940円 × 1/2 ≒ 6,400円 （百円未満切り捨て）  
 （対象交通費） （助成金額）

○Bパターン例) 東京の自宅と鳥取市の研修会場間の交通費 往復46,480円（航空機利用）  
 (46,480円 - 2万円) × 2/3 + 1万円 ≒ 27,600円 （百円未満切り捨て）  
 （対象交通費） （助成金額）

○他のパターン) 東京の自宅から鳥取市の研修会場で講習を受講し、鳥取市の会場から、大阪市の友人を訪ねて、東京の自宅へ帰宅する交通費  
 往路23,240円（航空機利用） **復路（道中に寄り道をしているため）対象外**  
 (23,240円 - 2万円) × 2/3 + 1万円 ≒ 12,100円 （百円未満切り捨て）  
 （対象交通費） （助成金額）

<留意事項>

- ・助成金額の上限は4万円とします
- ・計算の結果、助成金額が3千円未満の場合は申請できません
- ・算定して得た助成金額の百円未満の端数は切り捨てます
- ・申請できる回数は年間で3往復分までです

## ④ その他

- ・様式第1号は、メールまたはファクシミリで、様式第3号及びその添付書類は、郵送または直接持参（研修終了時にご提出いただくことも可能です）により提出してください
- ・年度途中でも、予算の都合上、交通費助成を終了させていただく場合があります

※なお、当助成に係る事項はすべて『鳥取県戦略産業雇用創造プロジェクト・求職者向け人材育成メニューにおける研修等参加者への交通費助成実施要領』に基づきます。ご不明な点がありましたら前ページ下部の連絡先までお気軽にご連絡ください。（上記要領は以下のリンクからご確認いただけます）

[https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1080895/CMX2\\_costhelp\\_toTottori.pdf](https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1080895/CMX2_costhelp_toTottori.pdf)